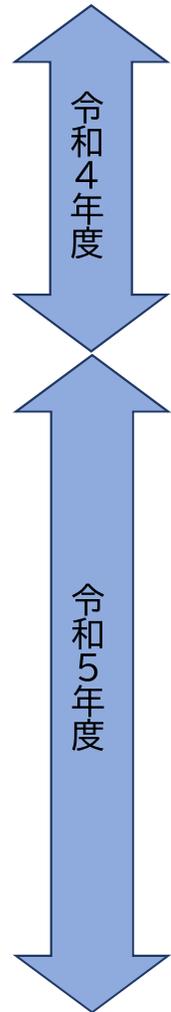


前回委員会での意見等の 確認について

1. これまでの検討と今後のスケジュール

検討委員会（予定）

検討の進め方



【第1回】 R4. 11. 29

【第2回】 R5. 3. 6

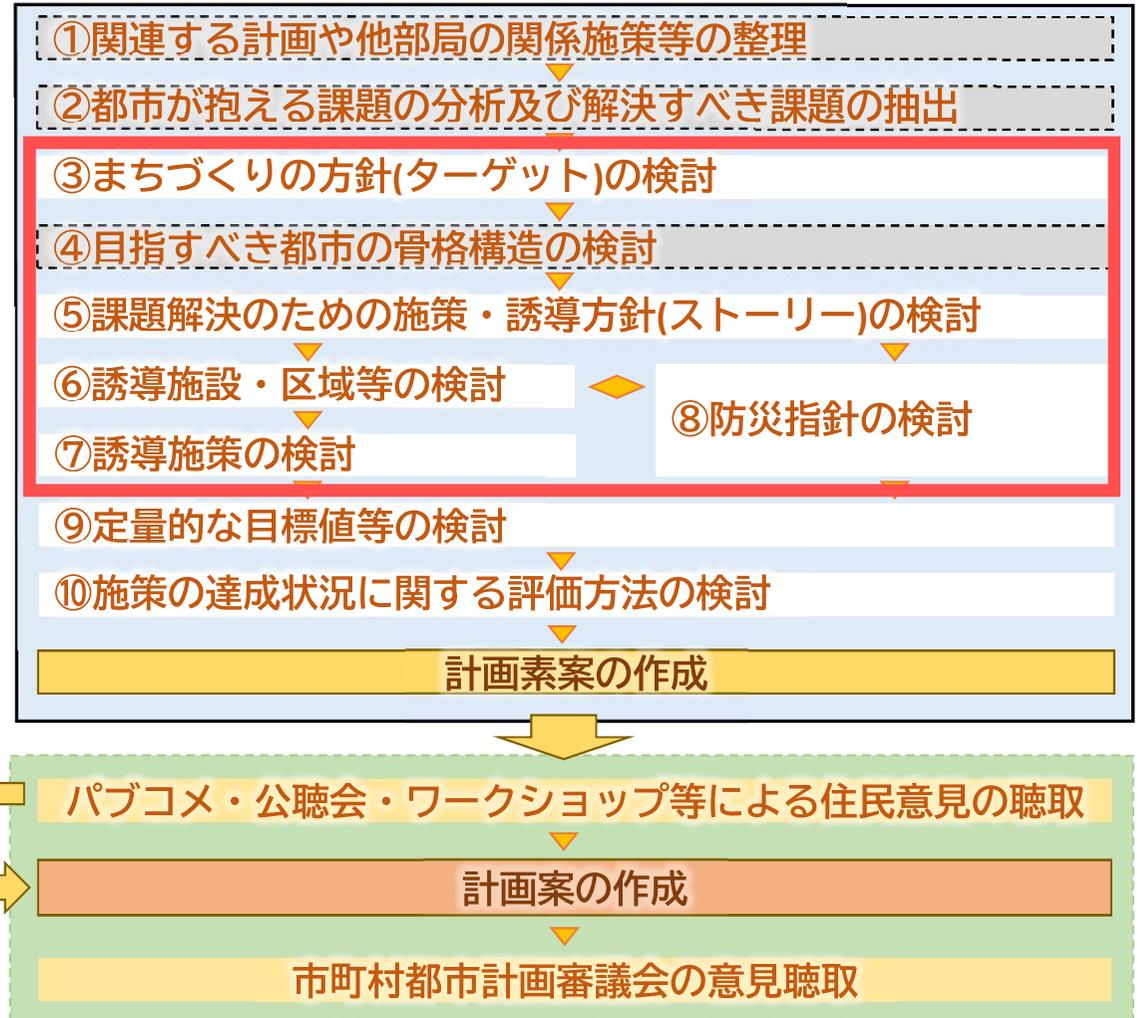
【第3回】 R5. 6. 12 【非公開】

【第4回】 R5. 7. 31 【非公開】

【第5回】

【第6回】

※検討委員会の回数は検討状況により変更することがあります



出典：国土交通省都市局都市計画課
「立地適正化計画作成の手引き」（令和4年4月）
を引用し作成

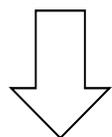
宇治市未来につなぐ都市づくりプラン策定

2. 前回委員会での意見等

1) 居住誘導区域（案）について

【前回事務局説明】

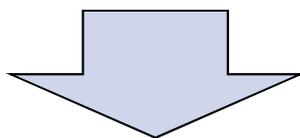
- ① 居住誘導区域候補エリアの設定（市街化区域）
- ② 災害リスクの状況や工業系土地利用を促進する区域の土地利用の状況を踏まえ一部エリアを除外



居住誘導区域（案）については、概ね了解を頂いた

【前回委員意見】

- 居住誘導区域に含める土砂災害区域、浸水想定区域については「対策」、「避難計画等」を防災指針に整理した方がよい
- 防災指針に示す取り組みの内容が市民に分かりやすく整理されるとよい



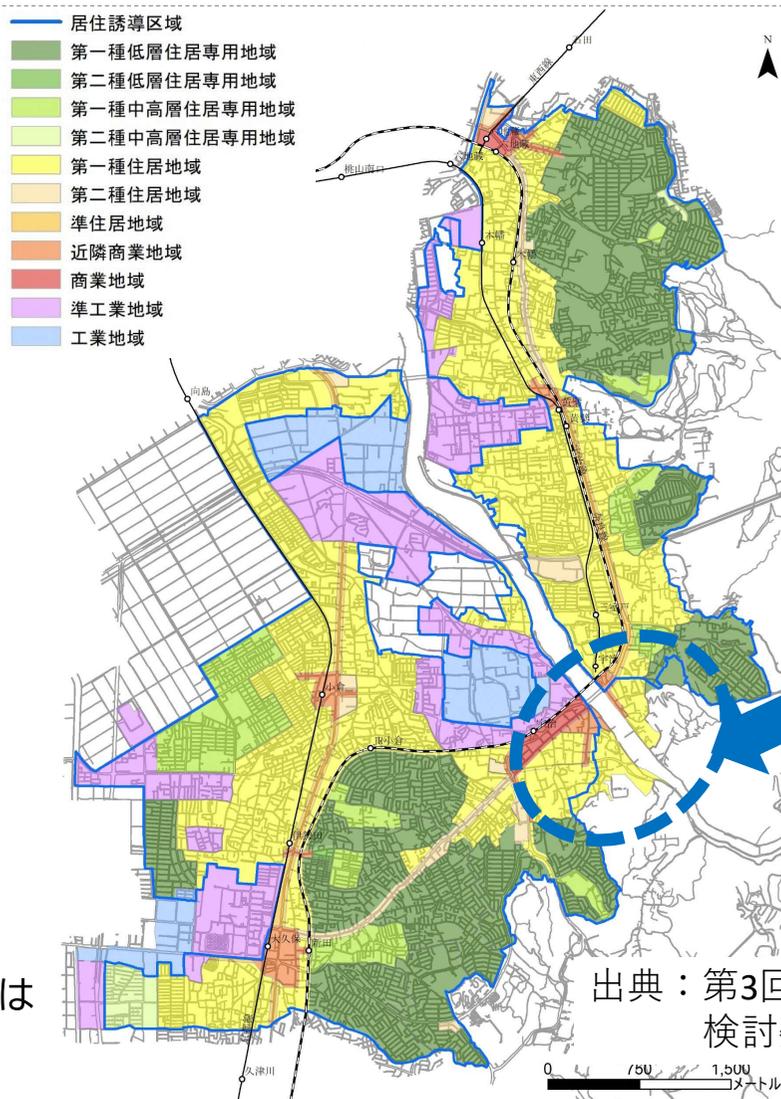
次第3
「防災指針（案）について」で確認

2. 前回委員会での意見等

1) 居住誘導区域（案）について

【前回事務局説明】

- 自然公園法に規定する特別地域については、居住誘導区域に含まれるかどうか、法律等の解釈について継続的に調査・調整を行う。



【自然公園法に規定する特別地域】
「琵琶湖国定公園」の区域と
「用途地域」が重複している区域の
考え方について次ページで整理

※土砂災害特別警戒区域、
急傾斜地崩壊区域の区域は
居住誘導区域から除く。

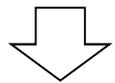
出典：第3回（仮）宇治市未来につなぐ都市づくりプラン
検討委員会 参考資料

2. 前回委員会での意見等

1) 居住誘導区域（案）について

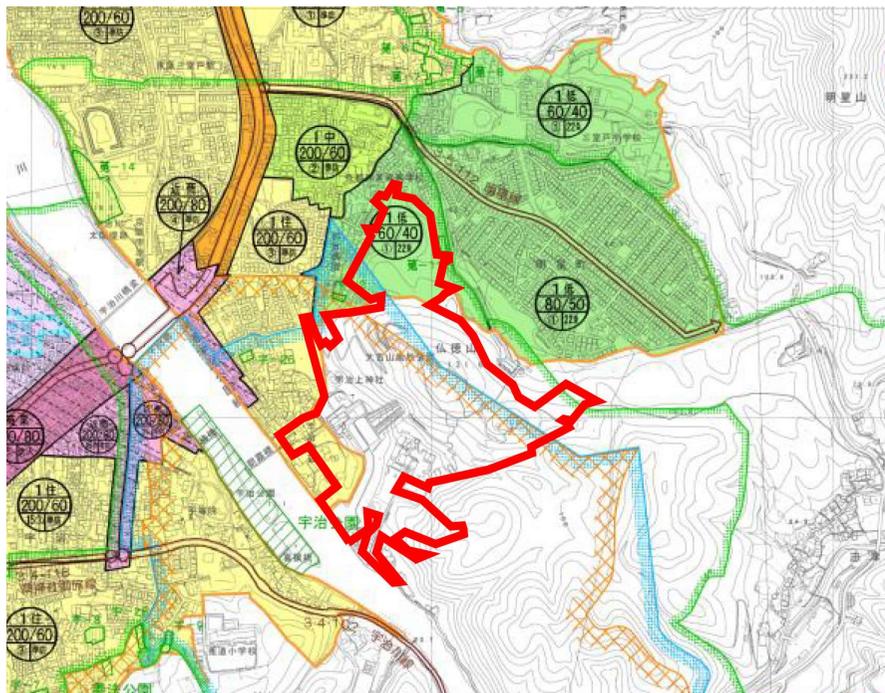
【調査・調整の結果】

- 法令に定めるとおり自然公園法第20条第1項に規定する特別地域は居住誘導区域に含めることはできない。



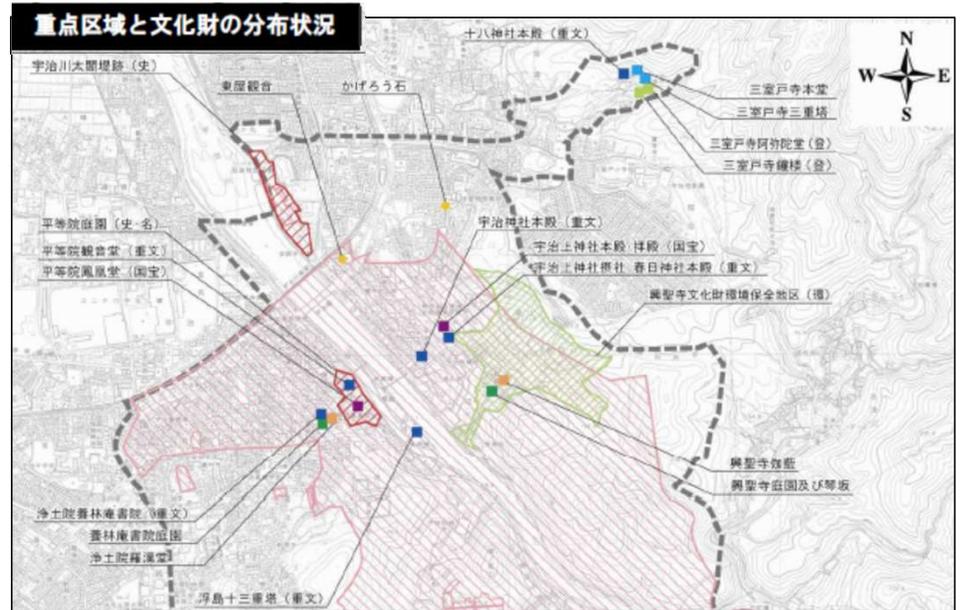
歴史的な都市のなりたちを踏まえ、市の考え方について整理した。

【宇治市都市計画総括図を一部加工】

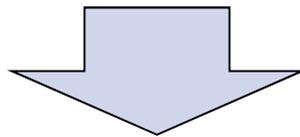


- 風致地区
- 特別風致地区
- 国定公園
- 名勝宇治山

【宇治市歴史的風致維持向上計画】



- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| 重点区域 | 【京都府指定・登録文化財】 | 【宇治市指定文化財】 |
| 【国指定・選定文化財】 | 指定文化財（建造物） | 指定文化財（石造物） |
| 国宝・重要文化財（建造物） | 登録文化財 | 指定文化財（建造物） |
| 史跡・名勝 | 史跡・名勝 | |
| 重要文化的景観 | 文化財環境保全地区 | |



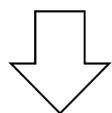
【宇治市歴史的風致維持向上】

宇治市の維持向上すべき歴史的風致とは、宇治の自然風土と深みのある歴史過程の中で形成された建造物や都市形状を核として、宇治川河畔の参詣や遊覧、茶業や祭礼行事といった歴史的伝統を継承する諸活動が行われる良好な市街地の環境である。

【宇治市都市計画マスタープラン（R4.5）での位置づけ】

【将来的な都市の骨格】

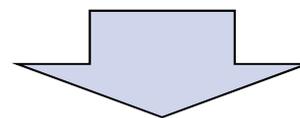
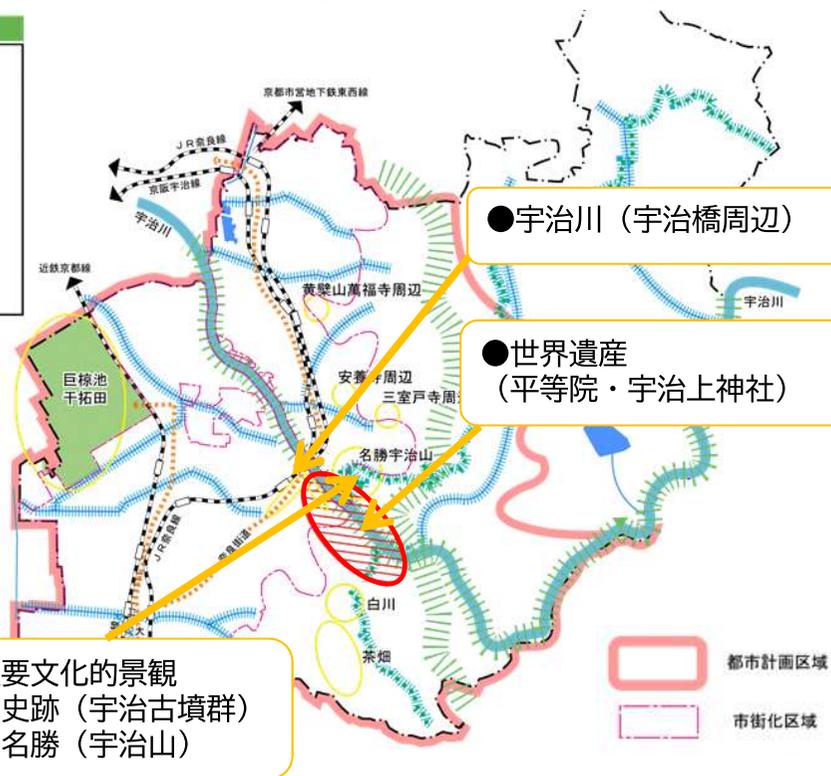
- 宇治に住む誇りと愛着を育む都市景観を形成し、世界遺産および宇治橋周辺をまちのシンボルとして、悠久の歴史を語り継ぎます



シンボル景観

- 宇治川や世界遺産（平等院・宇治上神社）およびその周辺一帯
 - 重要文化的景観
 - 史跡（宇治古墳群） ■名勝（宇治山）
- 宇治川や世界遺産およびその周辺一帯を宇治市のシンボル景観として位置づけ、保全・継承

■将来的な都市の骨格図 （シンボル景観など）の図を一部加工



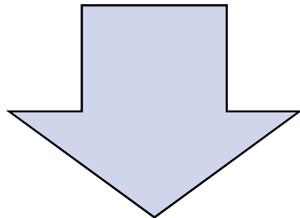
『(仮)景観保全区域』（市独自区域）と設定

2. 前回委員会での意見等

2) 都市機能誘導区域と誘導すべき都市機能（案）

【前回委員意見】

- ① 都市機能誘導区域の設定基準が居住誘導区域の線引きに比べ明確でない。市民向けに、もう少し分かりやすくした方がよい。
- ② 都市機能誘導区域内の既存施設の分布状況や誘導すべき都市機能などを踏まえながらエリアの広さ等、各拠点ごとに整理した方がよいのではないか。
- ③ 地域包括支援センターは、センター側からアウトリーチをかけて、市民の所に出向いて相談する機能をもっており、他の施設のように市民が集まるというのとは性質が異なる。



【検討事項】

- ▶ ① 都市機能誘導区域（案）と誘導施設の検討フローの整理
- ▶ ②、③ 候補施設の設定と利用圏域の整理、施設分類の整理

■都市機能誘導区域と誘導施設の検討フロー【p9】

- ➔ 都市機能誘導区域と誘導施設の検討フローを整理

■誘導施設の候補施設の検討について【p10】

- ➔ 既存の施設の配置と、将来的な施設のあり方等を検討し、各拠点ごとの誘導施設と施設ごとの位置づけについて整理

■拠点（都市機能誘導区域）と誘導すべき都市機能について【p11】

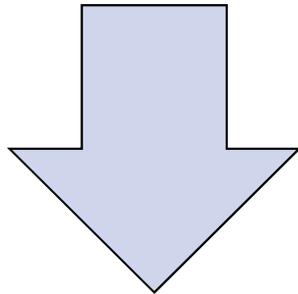
- ➔ 拠点と誘導すべき機能（案）、都市機能誘導区域の設定フローを整理

2. 前回委員会での意見等

3) 誘導施設（案）について

【前回委員意見】

- ① 都市機能誘導区域は、拠点に必要なさまざまな施設が集まり、周辺エリアは居住する区域とし、人が住んでいる所から都市機能誘導区域へアクセスすれば、その機能を享受できる環境づくりが必要。
- ② 個別の拠点限定で求められている機能とほぼ全ての拠点に求められている機能について、求められる規模感と施設がうまくリンクすると分かりやすくなるのではないか。



【検討事項】

- ▶ ① 既存施設の立地状況、誘導施設に位置付ける考え方を今回整理
- ▶ ② 既存の施設の配置と、将来的な施設のあり方等を踏まえ、拠点ごとにチェックし、都市機能誘導区域（案）と誘導施設（案）について今回整理

■誘導施設（案）について【p12～p13】

- ➔ 既存の施設の配置と、将来的な施設のあり方等を検討し、各拠点ごとの誘導施設と施設ごとの位置づけについて整理

■都市機能誘導区域（案）と誘導施設（案）【p14～p19】

- ➔ 拠点ごとに都市機能誘導の考え方を整理し、誘導施設（案）を整理

3. 都市機能誘導区域と誘導施設の検討フロー

ステップ① 誘導施設の候補施設の検討

【p10】

- ・ 誘導施設の候補施設の利用圏域の整理
- ・ 施設が有する機能や目的や役割による施設分類の整理

ステップ② 拠点（都市機能誘導区域）と誘導すべき都市機能の検討

【p11】

- ・ 都市計画MPでの位置づけや誘導の視点を踏まえ、都市機能誘導区域を設定する拠点ごとの誘導する都市機能を検討

ステップ③ 都市機能誘導区域（案）と誘導施設（案）

【p12～p19】

- ・ 各種施設の拠点ごとの既存施設の立地状況を確認
- ・ 誘導施設に位置付ける考え方を検討
- ・ 拠点ごとに都市機能誘導の考え方を整理し、誘導施設（案）を整理

ステップ① 誘導施設の候補施設の検討

- ・誘導施設の候補施設は、施設が有する機能や目的、その役割によって、対象とする利用圏域が異なります。
- ・診療所など身近な暮らしを支える機能は、市内に分散して立地していることが望ましいため、誘導施設としては設定せず、総合病院など広域的に人を集める都市機能を誘導することとします。

【参考】誘導施設とは

- ・都市再生特別措置法に定める「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(誘導施設)」のこと。
- ・立地適正化計画の手引き等においては、拠点に必要な機能のイメージとして、医療・福祉・子育て・商業等を挙げている。

■ 誘導施設として考えられる施設

機能	主な施設
医療・福祉	病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
子育て・教育	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
商業・文化	集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
行政	行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

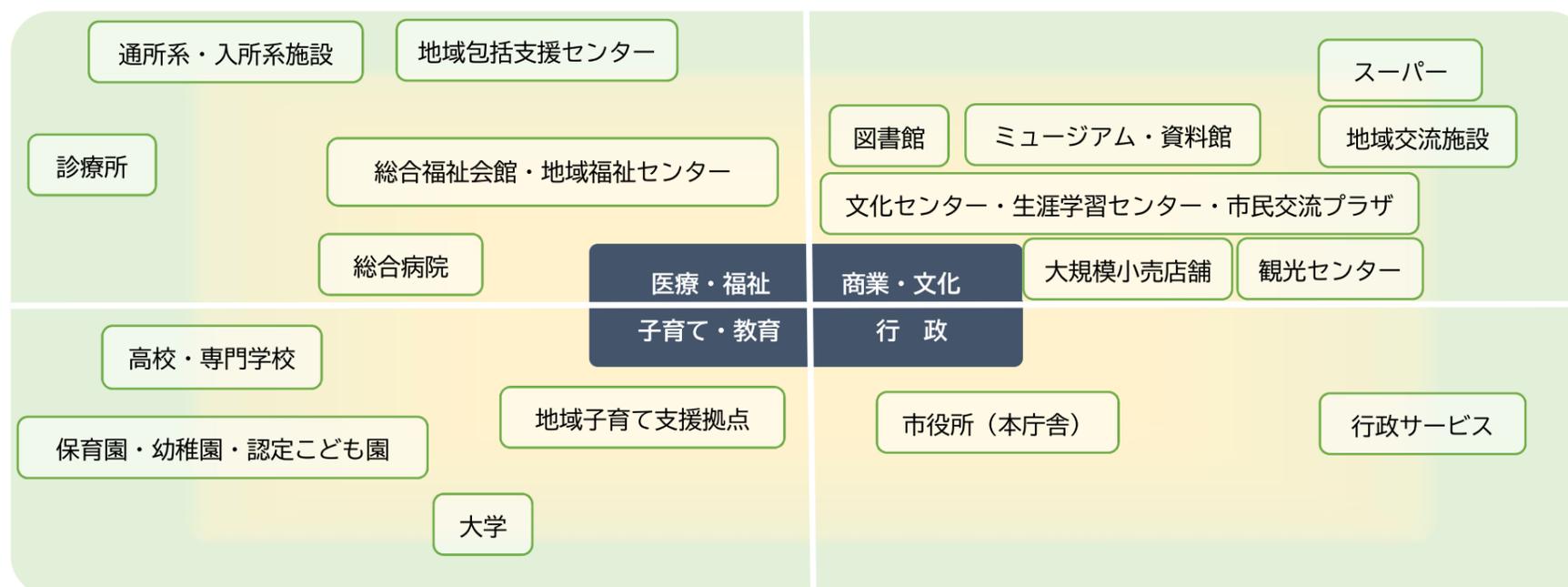
(出典：第12版都市計画運用指針)

1) 誘導施設の候補施設の利用圏域の整理

■ 候補施設の利用圏域分類の考え方

広域的な利用圏を有する施設	日常的な生活利用施設
<ul style="list-style-type: none"> ・各都市機能誘導区域の生活圏における中心的な施設 ・本市周辺の市町や市内全域からの利用が想定され、広域的に重要な役割を担っている施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の利便性を高める施設 ・施設の身近な地域からの利用が想定される施設

2) 施設が有する機能や目的や役割による施設分類 (イメージ)



ステップ② 拠点（都市機能誘導区域）と誘導すべき都市機能の検討

■拠点（都市機能誘導区域）と誘導すべき都市機能（案）

拠点名（≒都市機能誘導区域）		都市 MP における拠点の考え方（抜粋）	誘導の視点	誘導すべき都市機能（案）
中枢拠点	JR 宇治駅 ・京阪宇治駅周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 行政、スポーツ・レクリエーション、市民文化、商業、観光などの機能を複合的に整備 基幹的な都市機能の充実 歴史と融合したまちづくりの推進 	高齢化の中で必要性の高まる施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合的で高度な医療サービス機能（総合病院） 市民の暮らしを支える総合的な福祉機能（総合福祉会館）
			子育て世代にとって必要性の高い施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを支える支援機能（子育て支援拠点）
			集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	<ul style="list-style-type: none"> 広域的に集客する商業・サービス機能（相当規模の商業） 市民の学びや活動を支える総合的な教育・文化機能（生涯学習センター、文化センター、図書館） 地域住民が交流する機能（地域交流施設） 歴史・文化資源を活かした観光・交流機能（ミュージアム、観光センター）
			行政サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 中枢的な行政機能（市役所）
連携拠点	JR 六地蔵駅周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 周辺市町との一体性や相互効果により、広域的な交通ターミナルを中心としたにぎわいと活力ある都市空間を創出 	高齢化の中で必要性の高まる施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合的で高度な医療サービス機能（総合病院） 市民の暮らしを支える福祉機能（地域福祉センター）
			子育て世代にとって必要性の高い施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを支える支援機能（子育て支援拠点）
			集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	<ul style="list-style-type: none"> 広域的に集客する商業・サービス機能（相当規模の商業） 地域住民が交流する機能（地域交流施設）
	行政サービス施設		<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口機能（行政サービス） 	
	近鉄大久保駅 ・JR 新田駅周辺エリア		高齢化の中で必要性の高まる施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合的で高度な医療サービス機能（総合病院） 市民の暮らしを支える福祉機能（地域福祉センター）
			子育て世代にとって必要性の高い施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを支える支援機能（子育て支援拠点）
集客力がありまちの賑わいを生み出す施設		<ul style="list-style-type: none"> 広域的に集客する商業・サービス機能（相当規模の商業） 地域住民が交流する機能（地域交流施設） 		
行政サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口機能（行政サービス） 			
地域拠点	近鉄小倉駅周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性を活用することを念頭に、日用品を主体とした商業施設や生活利便施設などを基本とし、様々な生業の商業や歴史・文化が重層的に織りなす、魅力ある多様な交流の場を創出 市内の代表的な商業集積地として、任天堂資料館（仮称）が設置されることによる相乗的な発展、人を集める新たな魅力の創出 他の拠点との魅力の共有や連携を図るなど、新しい特色を持った拠点をめざす 	高齢化の中で必要性の高まる施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合的で高度な医療サービス機能（総合病院） 市民の暮らしを支える福祉機能（地域福祉センター）
			子育て世代にとって必要性の高い施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを支える支援機能（子育て支援拠点）
			集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	<ul style="list-style-type: none"> 広域的に集客する商業・サービス機能（相当規模の商業） 市民の学びや活動を支える教育・文化機能（図書館） 地域住民が交流する機能（地域交流施設） 歴史・文化資源を活かした観光・交流機能（ミュージアム）
	行政サービス施設		<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口機能（行政サービス） 	
	JR 黄檗駅 ・京阪黄檗駅周辺エリア		高齢化の中で必要性の高まる施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合的で高度な医療サービス機能（総合病院） 市民の暮らしを支える福祉機能（地域福祉センター）
			子育て世代にとって必要性の高い施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを支える支援機能（子育て支援拠点）
集客力がありまちの賑わいを生み出す施設		<ul style="list-style-type: none"> 市民の学びや活動を支える教育・文化機能（大学、図書館） 地域住民が交流する機能（地域交流施設） 		
行政サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口機能（行政サービス） 			

ステップ③ 都市機能誘導区域（案）と誘導施設（案）

【参考】各種施設の立地状況（鉄道駅から概ね1km圏）（■利用圏が広域的な施設（市内の立地件数が比較的少ない施設）） ※第3回委員会資料より一部加工（誤字を修正）

分野	施設	中枢拠点	連携拠点		地域拠点		拠点の立地件数	拠点以外の立地件数
		JR宇治駅・ 京阪宇治駅周辺エリア	JR六地蔵駅周辺エリア	近鉄大久保駅・ JR新田駅周辺エリア	近鉄小倉駅周辺エリア	JR黄檗駅・ 京阪黄檗駅周辺エリア		
医療	総合病院	○	○	○	○	○	7件	2件
	診療所	○	○	○	○	○	65件	23件
商業	大規模小売店舗 (店舗面積1万㎡以上)	○	-	-	-	-	2件	1件
	大規模小売店舗 (店舗面積1万㎡未満)/スーパー	○	○	○	○	○	24件	14件
高齢者 福祉	地域包括支援センター	○	-	-	○	○	4件	4件
	総合福祉会館 地域福祉センター	○	○	○	○	○	5件	2件
	通所系・入所系施設	○	○	○	○	○	26件	27件
子育て	地域子育て支援拠点	○	○	○	○	○	7件	4件
	保育園・幼稚園・認定こども園	○	○	○	○	○	33件	10件
教育 文化 観光	高校・大学・専門学校	○	-	-	○	○	5件	4件
	小・中学校	○	○	○	○	○	16件	17件
	文化センター・生涯学習センター ・市民交流プラザ	○、近	-	-	-	-	2件	1件
	図書館	近	-	-	○	○	3件	2件
	地域交流施設	○	○	○	○	○	7件	1件
	ミュージアム・資料館	○、近	-	-	○	○	5件	0件
	観光センター	○	-	-	-	-	1件	0件
行政	市役所(本庁舎)	○	-	-	-	-	1件	0件
	行政サービス	-	○	○	○	○	6件	1件

※○：1km圏内に立地している施設、 近：1km圏外ではあるが近接して立地している施設

■誘導施設（案）

分野	施設	誘導施設に位置付ける考え方	中枢拠点	連携拠点			地域拠点	
			JR 宇治駅・ 京阪宇治駅周辺地区	JR 六地藏駅周辺地区	近鉄大久保駅・ JR 新田駅周辺地区	近鉄小倉駅周辺地区	JR 黄檗駅・ 京阪黄檗駅周辺地区	
医療	総合病院	総合的で高度な医療サービスを楽しむことができる施設であることから位置付ける	●	●	●	●	●	
	診療所	身近な生活圏での立地が望ましい施設であることから位置付けない	—	—	—	—	—	
商業	大規模小売店舗 (相当規模の商業)	拠点の賑わいや活力創出をはじめ、都市の魅力や吸引力の向上に資する観点からも必要な施設であり位置付ける	●	●	●	●	—	
	大規模小売店舗(上記以外) ・スーパー	身近な生活圏での立地が望ましい施設であることから位置付けない	—	—	—	—	—	
高齢者 福祉	地域包括支援センター	高齢者を支える総合相談窓口として身近な生活圏での立地が望ましい施設であることから位置付けない	—	—	—	—	—	
	総合福社会館 ・地域福祉センター	本市における高齢者や障がい者の活動・支援に資する施設であることから位置付ける	●	●	●	●	●	
	通所系・入所系施設	通所系:居住地に近接していることが望ましい施設／入所系:居住が主たる施設であることから位置付けない	—	—	—	—	—	
子育て	地域子育て支援拠点	子育て世代の転入や定住促進に寄与する施設であることから位置付ける	●	●	●	●	●	
	保育園・幼稚園・認定こども園	居住地に近接して立地することで利用しやすくなる施設であり位置付けない	—	—	—	—	—	
教育 文化 観光	高校・大学・専門学校	大学:教育や研究開発を通して人材育成や地域経済の発展に寄与する施設であることから位置付ける	—	—	—	—	●	
	小・中学校	市内の各地域に立地していることが望ましい施設であるため位置付けない	—	—	—	—	—	
	文化センター・生涯学習センター ・市民交流プラザ	市民全体を対象とした教育・文化的施設であることから位置付ける	●	—	—	—	—	
	図書館	学びや交流を支える教育・文化的施設であることから位置付ける	●	—	—	●	●	
	地域交流施設	地域住民の交流促進のための施設であることから位置付ける	●	●	●	●	●	
	ミュージアム・資料館	市内外を対象とした観光・交流を促進する施設であることから位置付ける	●	—	—	●	●	
	観光センター	観光・交流の促進に寄与する施設であることから位置付ける	●	—	—	—	—	
行政	市役所(本庁舎)	行政機能の中核的役割を担う施設であることから位置付ける	●	—	—	—	—	
	行政サービス	地域の行政窓口機能を担う施設であることから位置付ける	—	●	●	●	●	

■都市機能誘導区域の設定フロー

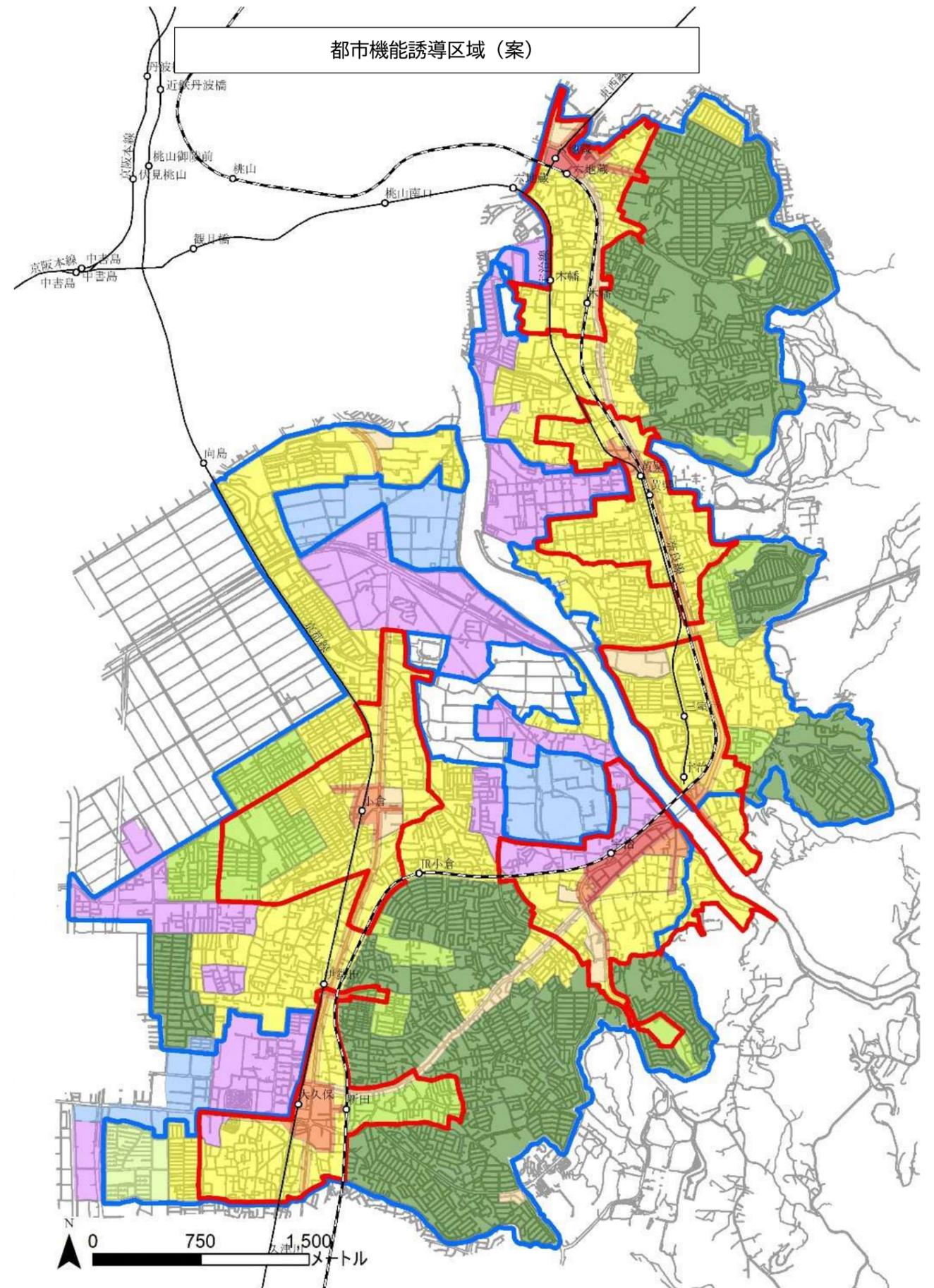
①原則、居住誘導区域内で設定

②拠点の中心部にある鉄道駅から徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲で設定

③河川や道路などの地形・地物や、用途地域を考慮して設定
(第一種低層住居専用地域は除外)

④誘導施設が立地している、もしくは立地の可能性がある場合はその施設(場所)を含む範囲で設定

- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



JR 宇治駅・京阪宇治駅周辺エリア

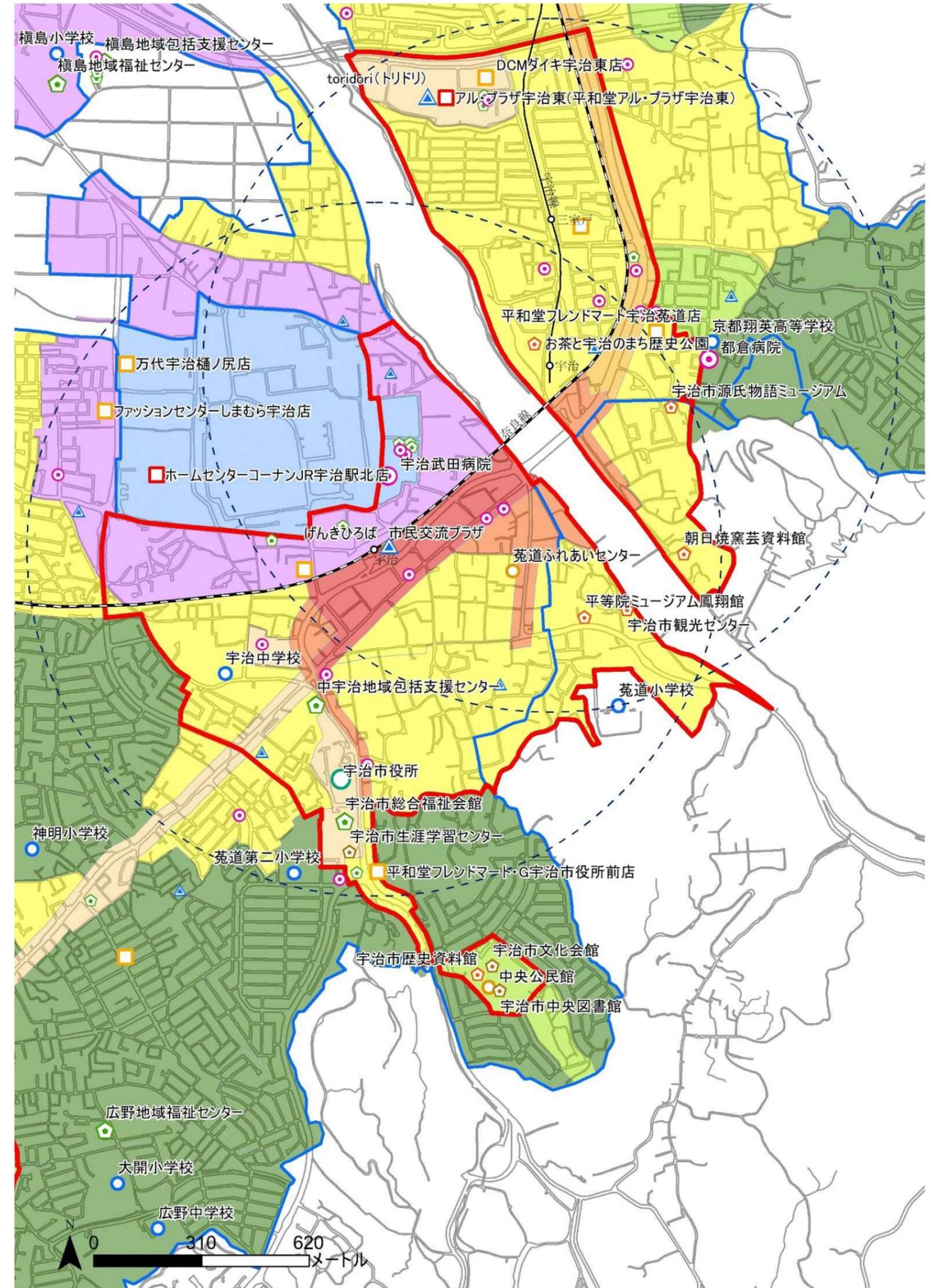
■拠点における都市機能誘導の考え方

- ・行政、スポーツ・レクリエーション、市民文化、商業、観光などの機能を複合的に整備
- ・基幹的な都市機能の充実
- ・歴史と融合したまちづくりの推進

■誘導施設（案）

分野	施設
医療	病院
商業	大規模小売店舗 (相当規模の商業)
高齢者 福祉	総合福祉会館
子育て	地域子育て支援拠点
教育	文化センター・生涯学習センター ・市民交流プラザ
文化	図書館
観光	地域交流施設
	ミュージアム・資料館
	観光センター
行政	市役所

- 病院
- 診療所
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡以上)
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡未満)/スーパーマーケット
- ◇ 総合福祉会館・地域福祉センター・地域包括支援センター
- ◇ 通所・入所施設
- ▲ 地域子育て支援拠点
- ▲ 保育所・認定こども園・幼稚園
- 高校・大学・専門学校
- 小中学校
- ◇ 文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・図書館
- ◇ ミュージアム・資料館・観光センター
- ◇ 地域交流施設
- 市役所
- 行政サービスコーナー
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- - - 駅から1000m
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



JR 六地藏駅周辺エリア

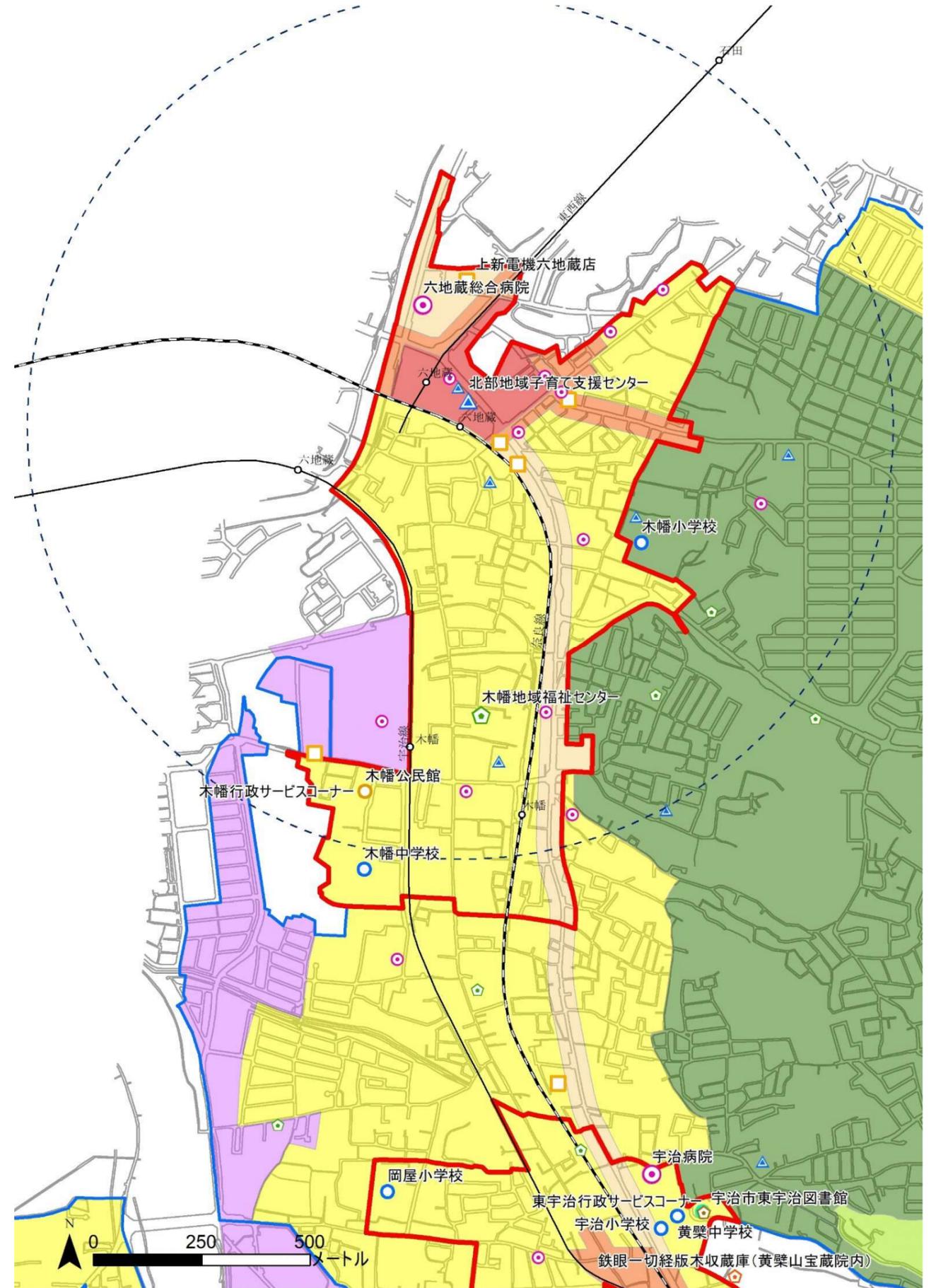
■拠点における都市機能誘導の考え方

- ・周辺市町との一体性や相互効果により、広域的な交通ターミナルを中心としたにぎわいと活力ある都市空間を創出

■誘導施設（案）

分野	施設
医療	病院
商業	大規模小売店舗 (相当規模の商業)
高齢者福祉	地域福祉センター
子育て	地域子育て支援拠点
教育文化観光	地域交流施設
行政	行政サービス

- 病院
- 診療所
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡以上)
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡未満)/スーパーマーケット
- ◇ 総合福祉会館・地域福祉センター・地域包括支援センター
- ◇ 通所・入所施設
- ▲ 地域子育て支援拠点
- ▲ 保育所・認定こども園・幼稚園
- 高校・大学・専門学校
- 小中学校
- ◇ 文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・図書館
- ◇ ミュージアム・資料館・観光センター
- 地域交流施設
- 市役所
- 行政サービスコーナー
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- - - 駅から1000m
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



近鉄大久保駅周辺・JR 新田駅周辺エリア

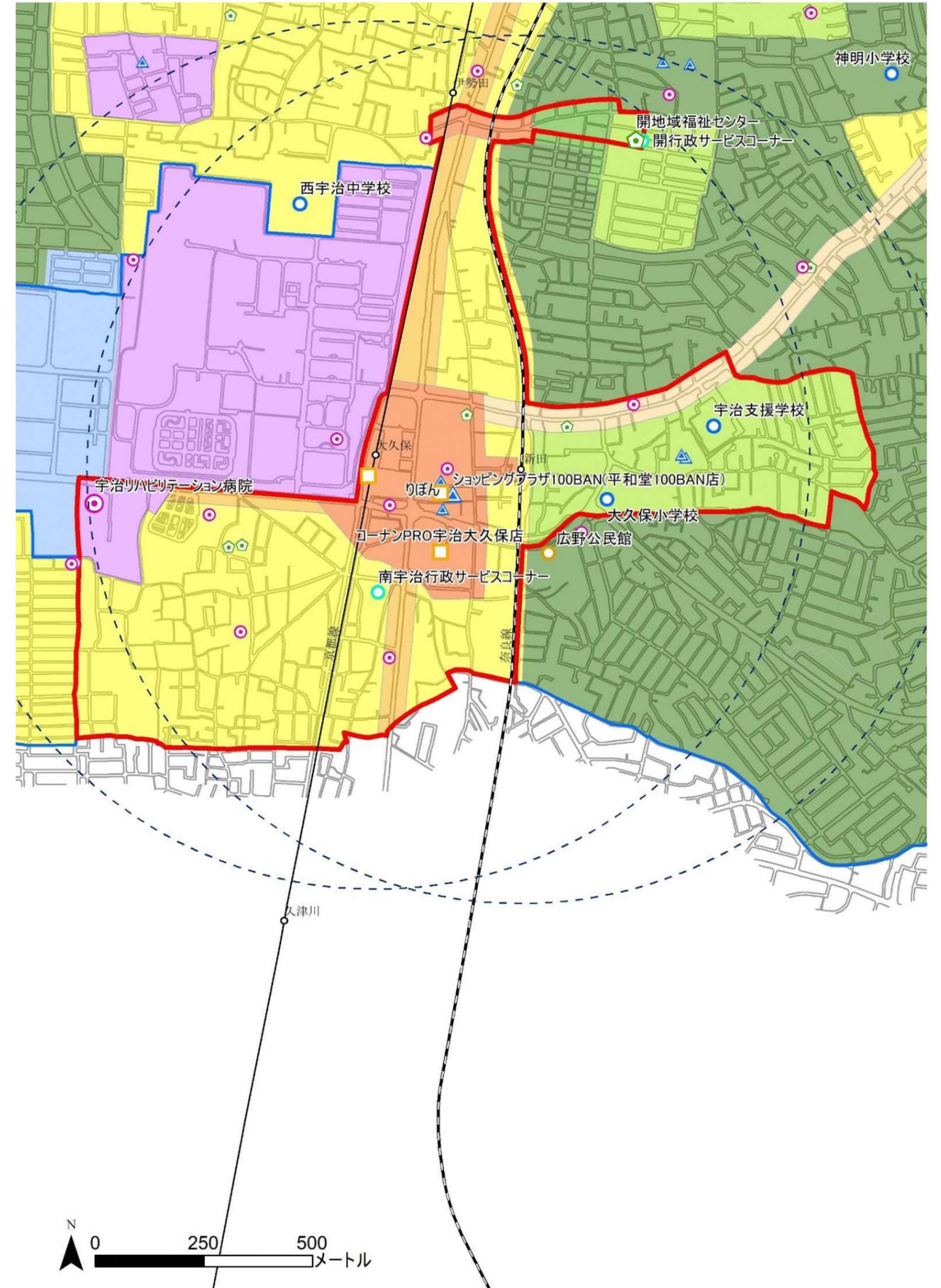
■拠点における都市機能誘導の考え方

- ・周辺市町との一体性や相互効果により、広域的な交通ターミナルを中心としたにぎわいと活力ある都市空間を創出

■誘導施設（案）

分野	施設
医療	病院
商業	大規模小売店舗 (相当規模の商業)
高齢者福祉	地域福祉センター
子育て	地域子育て支援拠点
教育文化観光	地域交流施設
行政	行政サービス

- 病院
- 診療所
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡以上)
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡未満)/スーパーマーケット
- ◇ 総合福祉会館・地域福祉センター・地域包括支援センター
- ◇ 通所・入所施設
- ▲ 地域子育て支援拠点
- ▲ 保育所・認定こども園・幼稚園
- ▲ 高校・大学・専門学校
- ▲ 小中学校
- ◇ 文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・図書館
- ◇ ミュージアム・資料館・観光センター
- 地域交流施設
- 市役所
- 行政サービスコーナー
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- - - 駅から1000m
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



近鉄小倉駅周辺エリア

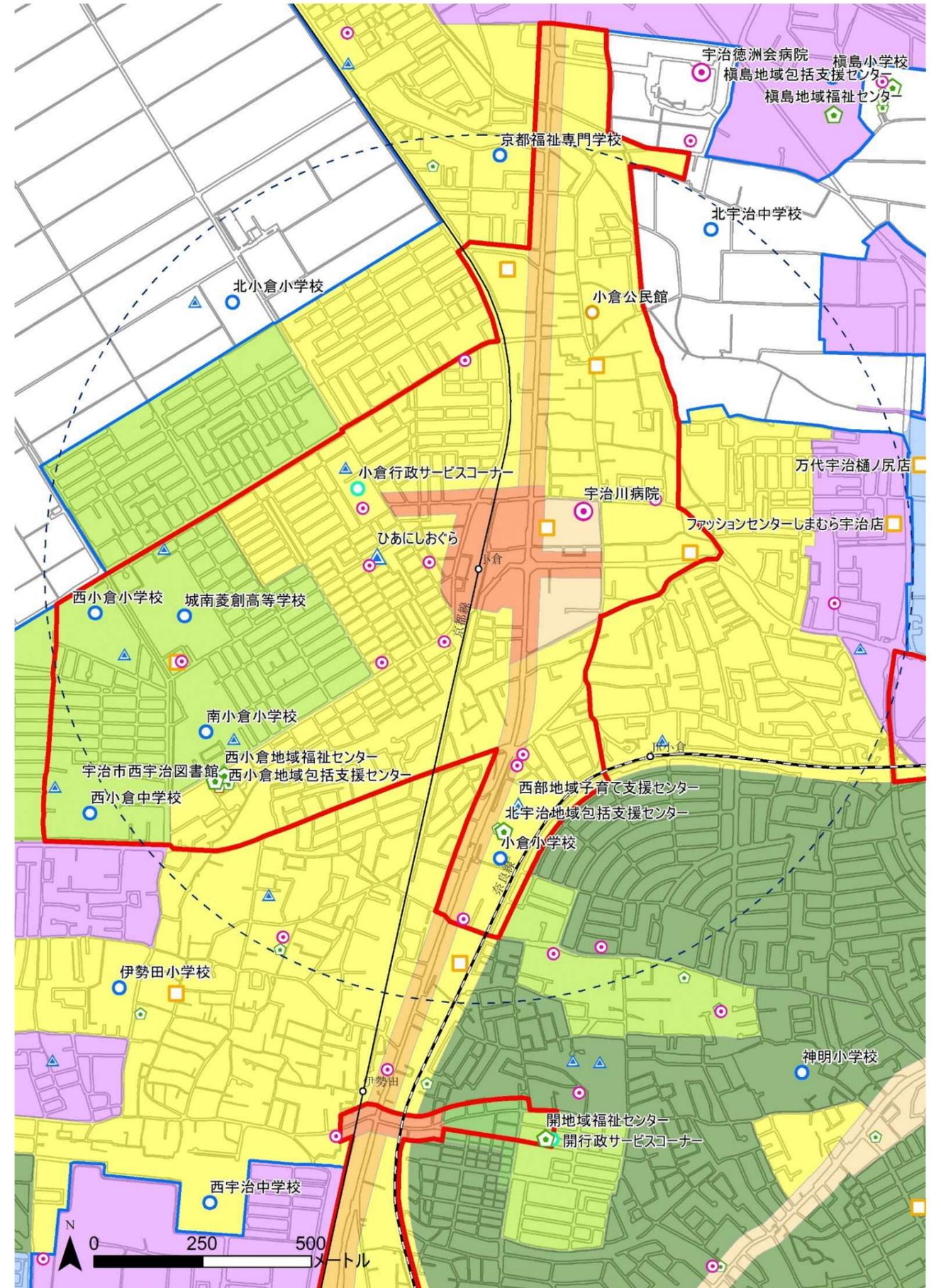
■拠点における都市機能誘導の考え方

- ・市内の代表的な商業集積地として、任天堂資料館（仮称）が設置されることによる相乗的な発展、人を集める新たな魅力の創出
- ・他の拠点との魅力の共有や連携を図るなど、新しい特色を持った拠点をめざす

■誘導施設（案）

分野	施設
医療	病院
商業	大規模小売店舗 (相当規模の商業)
高齢者福祉	地域福祉センター
子育て	地域子育て支援拠点
教育	図書館
文化	地域交流施設
観光	ミュージアム・資料館
行政	行政サービス

- 病院
- 診療所
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡以上)
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡未満)/スーパーマーケット
- ◇ 総合福祉会館・地域福祉センター・地域包括支援センター
- ◇ 通所・入所施設
- ▲ 地域子育て支援拠点
- ▲ 保育所・認定こども園・幼稚園
- 高校・大学・専門学校
- 小中学校
- ◇ 文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・図書館
- ◇ ミュージアム・資料館・観光センター
- ◇ 地域交流施設
- 市役所
- ◇ 行政サービスコーナー
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- - - 駅から1000m
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



JR 黄檗駅・京阪黄檗駅周辺エリア

■拠点における都市機能誘導の考え方

・歴史・文化、文教施設のある地域の特徴を活かし都市サービスの質の維持・向上

■誘導施設（案）

分野	施設
医療	病院
高齢者福祉	地域福祉センター
子育て	地域子育て支援拠点
教育	大学
文化	図書館
観光	地域交流施設
	ミュージアム・資料館
行政	行政サービス

- 病院
- 診療所
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡以上)
- 大規模小売店舗(店舗面積1万㎡未満)/スーパーマーケット
- ◇ 総合福祉会館・地域福祉センター・地域包括支援センター
- ◇ 通所・入所施設
- △ 地域子育て支援拠点
- △ 保育所・認定こども園・幼稚園
- 高校・大学・専門学校
- 小中学校
- ◇ 文化センター・生涯学習センター・市民交流プラザ・図書館
- ◇ ミュージアム・資料館・観光センター
- ◇ 地域交流施設
- 市役所
- ◇ 行政サービスコーナー
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- - - 駅から1000m
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

